

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成31年度デジタル道路地図データベース更新業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和1年6月3日
契約の相手方の氏名及び住所	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町一丁目3番13号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥211,200,000(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥212,674,000(税込み)
随意契約によることとした理由	この業務は、全国の各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成30年度版を基に令和元年度版への年次更新を行うものである。 デジタル道路地図データベースは「道路網及び道路地図に関する数値情報」であり、行政においてはVICSや各種道路管理システム、交通分析など、民間においてはカーナビゲーションシステム、電子地図など、官民双方で活用するための共通基盤として整備され広く利用されているところである。 一般財団法人日本デジタル道路地図協会は、道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として昭和63年に設立された一般財団法人である。 ① 本業務の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性をはかり、その品質を確保するために「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準に基づく更新が必要不可欠であるが、同協会はこれら標準を策定し、その著作権を保有管理している。 ② 同協会はこれまで整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有しており、他者によるデータベースの改変を認めていない。 以上のことから、同協会は本業務を遂行するにあたって必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、競争に付すことが出来ない。 よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算令第102条の4第3号」により、一般財団法人日本デジタル道路地図協会と随意契約を締結するものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。